

別表第6 初任給基準表（第5条関係）

イ 事務職等給料表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
大 学 卒 業 程 度		1 級 2 5 号 給
短 期 大 学 卒 業 程 度		1 級 1 5 号 給
高 等 学 校 卒 業 程 度		1 級 5 号 給

ロ 研究職給料表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
大 学 卒 業 程 度		1 級 2 5 号 給
短 期 大 学 卒 業 程 度		1 級 1 5 号 給
高 等 学 校 卒 業 程 度		1 級 5 号 給

ハ 医療職給料表（1）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	大 学 6 卒	1 級 9 号 給

備考 この表の適用を受ける職員に第5条第5項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医師免許を取得した時以後のものとする。ただし、免許取得前に免許を必要とする業務に関係のある業務に従事した経歴を有する職員については、当該経歴を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

ニ 医療職給料表（2）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 1 5 号 給
	大 学 卒	2 級 1 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 卒	1 級 1 1 号 給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 1 7 号 給
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 1 1 号 給
医 学 物 理 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 1 7 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 卒	1 級 1 1 号 給
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 1 7 号 給
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	2 級 1 号 給
	短 大 3 卒	1 級 1 7 号 給

言語聴覚士	大学卒	2級 1号給
	短大3卒	1級17号給
歯科衛生士	短大卒	1級11号給
	高校専攻科卒	1級 7号給
その他	短大卒	1級11号給
	高校卒	1級 1号給

備考 この表の適用を受ける職員に第5条第5項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、免許取得前に免許を必要とする業務に関係のある業務に従事した経歴を有する職員については、当該経歴を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

#### ホ 医療職給料表（3）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師	大 学 卒	2 級 1 1 号 給
	短 大 3 卒	2 級 5 号 給
看 護 師	短 大 3 卒	2 級 5 号 給
	短 大 2 卒	2 級 1 号 給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 1 号 給

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 この表の適用を受ける職員に第5条第5項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、それぞれその免許を取得した時（保健師で、看護師免許を有する職員にあっては看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、免許取得前に免許を必要とする業務に関係のある業務に従事した経歴を有する職員については、当該経歴を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。
- 3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあっては2級15号俸、「短大2卒」にあっては2級9号俸とする。

#### ヘ 技能職等給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技師（試験検査補助）等	高 校 卒	1 級 1 7 号 給
	中 学 卒	1 級 1 号 給